

静岡県教育委員会

議事録

令和 7 年度 第 24 回定例
3 月 18 日（水）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和8年3月18日に教育委員会第24回定例会を招集した。

1 開催日時 令和8年3月18日（水） 開会 13時30分
閉会 15時48分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 池 上 重 弘
委 員 小野澤 宏 時
委 員 天 城 真 美
委 員 飯 村 幸 生
委 員 渡 村 マ イ
委 員 川 田 善 正

事務局（説明員） 前 澤 綾 子 教育部長
小 野 田 秀 生 教育監
山 下 英 作 理事（統括・新図書館担当）
金 嶋 克 年 参事（政策管理担当）
中 山 雄 二 参事（学校教育担当）
高 林 伸 成 教育総務課長
白 土 達 夫 教育政策課長
櫻 井 澄 人 教育DX推進課長
上 原 啓 克 財務課長
鈴 木 憲 昭 教育厚生課長
横 田 恭 子 教育施設課長
秋 野 薫 義務教育課長
中 村 大 輔 高校教育課長
山 村 仁 特別支援教育課長
夏 目 伸 二 健康体育課長
小 竹 啓 功 社会教育課長
小須賀 拓也 新図書館整備課長
植 松 博 静東教育事務所長
菅 沼 晃 静西教育事務所長
持 山 育 央 総合教育センター所長
高 橋 健 二 中央図書館長

4 そ の 他

- （1） 第48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58号議案は承認された。
- （2） 報告事項は了承された

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
議事に入る前に、私事ではあるが、御挨拶申し上げる。

今回が私が議事を行う最後の教育委員会定例会となります。振り返りますと、委員の皆様から、先を見据えた御意見や、時には身の引き締まるような厳しいお言葉もいただきました。

その一つひとつのお言葉は、本県の教育を正しい方向へと導いてくれるものであり、おかげさまで県の教育活動は停滞することなく、常に前に進むことができたと感じております。この場をお借りして深く感謝申し上げます。

来年度からは新しい体制となりますが、今後も現在のような活発な話し合いを通じて、本県教育のより良いかたちをつくり上げていただけることを切に願っております。私の任期も残りわずかとなりました。最後まで教育長としての役目をしっかりと全うするとともに、退任後も、異なる立場で本県の教育をサポートさせていただきたいと考えております。

それでは議事に入る。今回の議事録の署名は、私のほか、飯村委員に願います。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。

第 50 号から第 54 号議案及び報告事項 3 は人事案件、第 55 から第 58 号議案、配付報告 4 は公表前案件のため非公開としたいが、異議はあるか。

全 委 員： （異議なし）

教 育 長： それでは第 50 から第 58 号議案、報告事項 3 及び配付報告 4 は非公開とする。公開案件から審議する。

第 48 号議案 知事の権限に属する事務を補助執行することに係る協議

第 49 号議案 静岡県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則の制定

教 育 長： 第 48 号議案「知事の権限に属する事務を補助執行することに係る協議」第 49 号議案「静岡県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則の制定」について、高林教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <第 48 号議案、第 49 号議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 第 45 号議案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： （異議なし）

教 育 長： 第 45 号議案について、原案のとおり可決する。

報告事項 1 清庵・静岡地区のグランドデザイン策定

教 育 長： 報告事項 1 「清庵・静岡地区のグランドデザイン策定」について、中村高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <報告事項1について説明>

教 育 長： この地区の協議会は、3月16日に最終回を迎えたが、ここは当初、別々の地区として協議を開始したため、実質2年程度、長い期間をかけて協議を行った。ただ、3回目以降は、比較的短い時間で集約的な議論ができた。行政単位としては静岡市一つであるが、高校の数が非常に多く、同窓会の皆様から多々御意見をいただいた。中村課長から説明があったが、静岡市の検討会の最終結論は現時点ではまだ確定しておらず、議論の前提が若干流動性をはらんでいるが、取り急ぎ、再編を始めるといふこと、農業・工業・商業については拠点校としてしっかりと維持していくこと、それ以外については令和10年度を目指して大きな方針を考えていくことの3点が大きなポイントであった。特に、適正規模を下回っているため、具体的な校名が出た学校はそれなりに覚悟を決めて御出席いただいたことをありがたく思っている。その上で、最終回で、当該三校の同窓会関係者が、明確に「私たちが再編の対象となることを承知しました」といった言い方はしないが、即座に再編に着手していくことを前提とした趣旨の御発言をいただいた。つまりそこに齟齬であったり、対立というものは無い状態で速やかに個別協議に入れる状況が確保されていることを併せて申し上げる。

もう一点、新聞報道で、2038（令和20）年度を目処に再編の方針を公表する、と掲載されていたが、それは協議の段階で当初、令和20年度頃を目処に段階的に必要な再編に着手する、といった方向性を提案したことによる。その後、協議会委員から、それでは悠長で駄目だ、といった意見が多くあり、改めて整理した上で、最終的にグランドデザインでは、その他の高校についても、再編の方針を令和10年度までに公表する、ということとなっている。質疑等はあるか

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 報告事項1を了承する。

報告事項2 志榛地区のグランドデザイン策定

教 育 長： 報告事項2「清庵・静岡地区のグランドデザイン策定」について、中村高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <報告事項2について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか

小 野 澤 委 員： 資料の色について、地域の特色などとの関係があるのか。

高校教育課長： 資料の色については、清庵・静岡地区は青、志榛地区は赤系統の色を基調としている。それぞれの地区の担当者が選定している側面もあるが、各地区で色を使い分けつつ、最終的には一つの統一した配色を用いて資料を取りまとめている。

小 野 澤 委 員： 以前に教育行政の基本方針を策定した際、黄色、ピンク、緑、青の4色で統一されていると見やすい、といった議論があった。今回の資料についてもその流れを汲んでいるのか、あるいは地域ぐるみの取り組み

と関係があるのかと考え質問した次第である。意図が確認できた。

教 育 長： 貴重な指摘に感謝する。最終的には10地区のグランドデザイン3枚構成の資料が1つにまとまった形で提示される。その際、地域ごとのテーマカラー、例えば志榛地区であればピンク系、静岡地区は薄い青色系といったように視覚的に捉えられるようになる。資料ごとに色がバラバラであるよりも、基調色が定まっている方がその地区のグランドデザインとして統一感が生まれる。私自身、このような最終的なアウトプットに関しては細かな指示を出すことが多いが、事務局のスタッフはそれを正面から受け止め、非常に見やすいレイアウトに仕上げていると評価している。

渡 村 委 員： グランドデザインは、各地域から挙がってきた意見を形にしたものであるため、地域間で無理に差別化を図る必要は無い、ということであるのか。改編の方向性については明確で分かりやすく、地域ごとの数や現状も把握できる。一方で、目指す人物像や学びのイメージに関しては、いずれの地域も抽象的なワードが並んでおり、実質的には同じ内容を異なる言い回しで表現している印象を受ける。全体としてそのようなイメージを持つが、各地域から挙がったものをそのまま形にしている以上、他地域との横並びでの比較は意識しなくてよい、という認識で間違いないか。

高 校 教 育 課 長： これで完成となるため、本来であれば他地区との横の調整を行えることが望ましいが、仕上がる時期にバラつきがあるため、調整を取り切れない側面がある。このため、各地域から出されたワードを基調に作成し、その結果として御指摘のとおり、全体として似通った印象を与える内容になっていると考える。

教 育 長： このグランドデザインは、草の根とは言わないが、その地区の首長、教育長、同窓会長、経済界の方々やPTAの皆様からの御発言を基に作り上げてきたものである。県教育委員会が最初から原案を提示し、地域の皆様が一語一語チェックして修正を求めるものではなく、地域の声をいわば素材として積み重なり、このグランドデザインとなっている。そのため、人物像や学びのあり方に重なる部分は多いものの、地区ごとのトーンのようなものがそれぞれ表れている。

例えば志榛地区であれば、初回から特別な支援を必要とする子どもたちに関する意見が多く出され、前景化した。グランドデザイン本体の高校改革の基本認識における志榛地区の項目の3つ目を見ると「発達障害・不登校」と明記されている。それを受ける形で、左下「学びの変革のあり方」の最後には、「高校での学びに支援が必要な生徒も県立高校で資質・能力を伸ばせるような受入・支援体制の充実」と記載されている。また、西遠地区を見てみると、やはり外国にルーツを持つ子どもたちへの配慮が初回から前景化している。このように、地区ごとに全く同じ文言が並んでいるわけではない点を御理解願いたい。

渡 村 委 員： 承知した。それぞれの地域の納得度を含めて作成したという点が重

要であると理解した。

教 育 長： 地域の参加者それぞれの発言が前回の振り返り資料に反映され、それを基にグランドデザインに向けた議論が少しずつ積み重ねられてきた。そのため、自分たちの発言、あるいは自身が参加した会議での議論を基に構築されているという実感は、参加者もお持ちなのではないかと思う。こうしたプロセスを経て策定を進める手法は、他県ではあまりないのではないかと自負している。他県においては規模や数に関する議論が先行し、突如提示され、地域から反対の声が上がるという構図が散見される。本県においては、必ずしも全員が諸手を挙げて賛成する、とは限らないが、少なくとも地域へ訪れ、首長を含めた皆と議論を重ね、まとまっているという過程は御理解いただいている。この点について、昨日の会議で志榛地区の首長一人ひとりから御発言をいただいた際、最後に「非常に丁寧に進めていただき感謝する」との言葉をいただき、大変うれしかった。その上での具現化はこれからであるが、こういったプロセスでこれまで進めてきたことを御理解願いたい。他に質疑等あるか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 報告事項 2 を了承する。

（会議の非公開）

教 育 長： これより会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

第 50 号議案 令和 8 年度静岡県教科用図書選定審議会委員の任命

※非公表

第 51 号議案 教職員の懲戒処分

※非公表

第 52 号議案 教職員の懲戒処分

※非公表

第 53 号議案 教職員の懲戒処分

※非公表

報告事項 3 令和 8 年度教職員人事異動概要

※非公表

第 54 号議案 令和 8 年度教育部管理職員人事異動

※非公表

第 55 号議案 静岡県教育委員会組織規則の一部改正

第 56 号議案 静岡県立学校管理規則の一部改正

第 57 号議案 静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正

第 58 号議案 静岡県教育委員会公文書管理規程の一部改正

教 育 長： 第 55 号議案「静岡県教育委員会組織規則の一部改正」、第 56 号議案「静岡県立学校管理規則の一部改正」、第 57 号議案「静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正」、第 58 号議案「静岡県教育委員会公文書管理規程の一部改正」については、一連の内容となっているため、「令和 8 年度組織改編に伴う関係規則等の改正」として、一括して説明し、質疑、採決を行う。高林教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <第 55 号議案、第 56 号議案、第 57 号議案及び第 58 号議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 第 55 号から第 58 号議案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： （異議なし）

教 育 長： 第 55 号から第 58 号議案について、原案のとおり可決する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。

これをもって、令和 7 年度第 24 回教育委員会定例会を閉会とする。